

学校いじめ防止基本方針

大阪府立羽曳野支援学校
令和 5 年 7 月 25 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「楽しく学び、ともに育ち、豊かに生きる」を教育目標としており、人権教育についても重点的に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、けんかやふざけ合いであっても、周囲の大人等が気の付かない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

さらに、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会へ情報共有するものとする。

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー（臨床心理士）等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名 称 いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、室長、生徒指導主事

(3) 役 割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立羽曳野支援学校 いじめ防止年間計画	
全 校	
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回 いじめ対策委員会 ・年間計画の確認 ・情報交換 ○ 学校いじめ防止基本方針の内容を児童・生徒、保護者へ周知 ○ 「学校いじめ防止基本方針」HP 更新 ○ PTA 総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明（全校資料配布）
6 月	○ アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施
9 月	○ 「いじめに関するアンケート」実施
10 月	○ 第2回 いじめ対策委員会 ・進捗確認 ・情報交換
2 月	○ 第3回 いじめ対策委員会 ・年間の取り組みの検証
大阪府立羽曳野支援学校 いじめ防止に関する確認事項	
今年度の目標	
<p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてより良い生活を築こうとする、自主的・実践的な態度を育てる。「いじめを許さない」という考えのもとで、「見えるいじめ」「見えないいじめ」にしっかりと対応していく。</p>	
転入時	<p>保護者との教育相談・前籍校担任からの聞き取りの中で、対人関係及び集団での関わりなどで課題を有しているかどうかの情報を共有し、全職員共通理解のもとで丁寧な対応・指導を行う。</p> <p>児童生徒及び保護者に対し、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。</p>
在籍時	<p>保護者・前籍校・病院と随時情報交換を行い、抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくりに努める。</p>
転出時	<p>日々の子どもの様子を通して、安心・安全に学校生活が送れるように転出後も学校・保護者と共に、望ましい環境づくりをめざし連携を継続していく。</p>

いじめ防止に関わる職員体制

- ・児童生徒とのふれあいの時間を確保し、信頼関係の構築につなげることで相談しやすい環境をつくる。
- ・授業、学級活動の中で人権に関する指導を適宜行い、児童生徒のいじめ防止に対する意識啓発につなげる。
- ・前籍校、保護者、病院との情報交換を通じて、共通理解や認識を深め、生じた事象に対して迅速に対応できる体制を整える。
- ・各教員が連携することで、全員の目で児童生徒を見守り、指導していく。
- ・各教科の授業や業間での児童生徒の様子や行動を教員間で情報共有し児童生徒の実態把握につなげる。
- ・保護者との良好な関係づくりを目指し、協力して児童生徒に関わっていく。
- ・前籍校と児童生徒の情報交換を適宜行い、共通認識を深め指導や支援に活かしていく。

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、年3回開催し、各部署間の情報交換や取り組みが計画どおりに進んでいるかの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

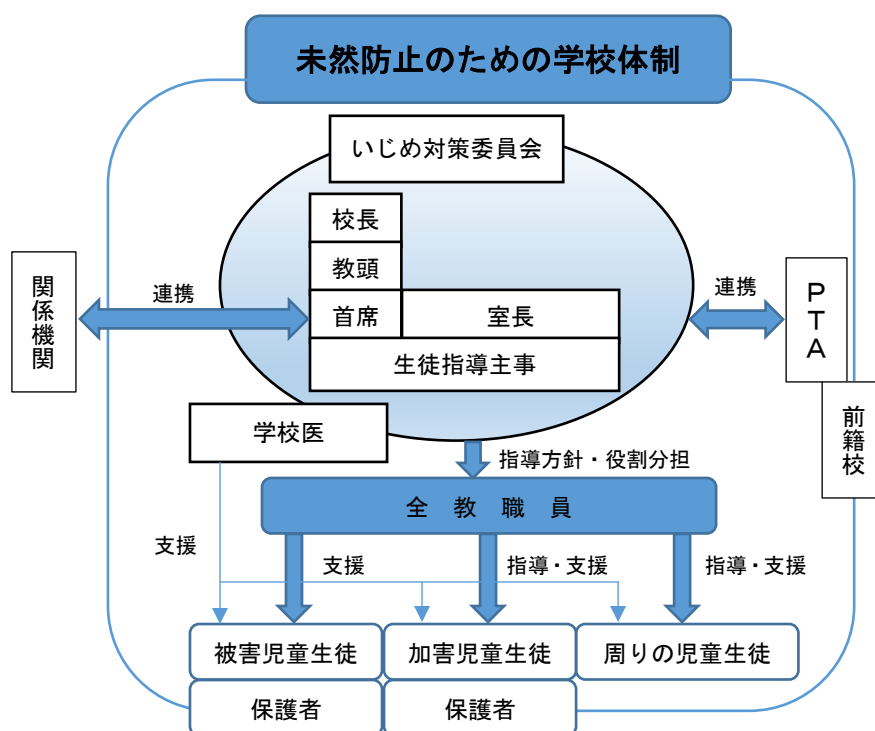
特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校は、大阪はびきの医療センターに隣接する本校と、大阪府内の6病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪母子医療センター、堺咲花病院、大阪労災病院、近畿大学病院、阪南病院）に設置された分教室における病弱教育および退院後、感染防止等のため自宅療養の必要な子どもたちの自宅や分教室の設置されていない病院への訪問教育を担っている。本校に転入する前に子どもたちが在籍していた学校（前籍校）と連携をとり、退院後のスムーズな復学を支援することは、入院中の学習保障と並ぶ本校の教育目標のひとつである。

いじめ防止への対応においても、前籍校と連携をとり、転入前の様子を把握し個に応じた対応を行う。これは、子どもと関わるすべての教職員で取り組んでいく。(図①)

前籍校および保護者との連携、日々の観察をとおして子どもたちが安心・安全に学校生活を送れるよう学校全体として取り組む。

未然防止のための学校体制 (図①)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃より、いじめについての共通理解を図るため、教職員に対して人権に関する全校研修を年1回以上開催する他、年間を通じて各部署研修に加える。また、児童・生徒に関する情報交換を部署内で毎日行い、教職員間の情報共有に努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童・生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、道徳や自立活動の時間を活用し、自尊感情を育てることを目的とした取り組みや、人間関係の形成やコミュニケーションに関する取り組みの実施に努める。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童・生徒に集団の一員としての自覚を育むこと、互いを認め合える人間関係を形成することがあげられる。具体的には、わかる授業づくりを進めること、一人ひとりの児童・生徒が参加し活躍で

きる授業を工夫することが大切である。そのために、教職員が児童・生徒の実態を的確に把握し、個々の長所を伸ばすことで自信につなげる取り組みを行う。

- (4) 自己肯定感を育む取り組みとして、日頃から児童・生徒を認め、励まし、次の活動につながる言葉かけを、教職員が意識して行う。
- (5) 児童・生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会・生徒会活動を充実させる。日常の教育活動をとおして学んだ自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を児童・生徒会活動において主体的に表現できるよう支援する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童・生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童・生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

早期発見には、児童・生徒が示すサインを見逃さずにキャッチすることが大事である。そのためには、日常からの児童・生徒とのやりとりを大事にし、児童・生徒に関わる教職員が情報交換を行い情報共有に努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、6月と9月に行う。
教育相談は、児童・生徒や保護者が相談しやすい雰囲気作りに努める。
日常の観察は細やかにいき、毎日、担任間で情報を共有する。
- (2) 日常からの児童・生徒や保護者とコミュニケーションを密にし、どんなことでも学校に相談できる体制づくりに努める。
- (3) PTA 総会や保護者懇談の機会に相談体制を広く周知する。
- (4) 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、プライバシーを守ること、迅速に保護者や教員に連絡すること、教育的配慮のもとで支援・指導を行うこととする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童・生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童・生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことで

ある。近年の事象を見ると、いじめた児童・生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童・生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに部署代表や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童・生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育庁支援教育課に報告し相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童・生徒またはその保護者への支援

(1) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童・生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童・生徒にとって信頼できる人（親しい友だちや教職員、家族など）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。

4 いじめた児童・生徒への指導またはその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童・生徒からも事実関係

の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童・生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童・生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童・生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて学校医の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童・生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童・生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童・生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童・生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童・生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童・生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童・生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童・生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって、児童・生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童・生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより、教訓化するとともに、いじめに関わった児童・生徒の指導をとおして、その背景や課題を分析し、これまでの児童・生徒への対応の在り方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童・生徒のエンパワメントを図る。

体育大会や学習発表会、校外学習等は児童・生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童・生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童・生徒からの聞き取り等の調査、児童・生徒が被害にあった場合のケアなど必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童・生徒の意向を尊重するとともに、当該児童・生徒、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、情報に関する授業において「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

- ・児童・生徒の前籍校と十分な連携をとりながら進める。